

平成26年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第25号

地域資源マネジメント研究科教員資格認定規程

(趣旨)

第1条 この規定は、地域資源マネジメント研究科教員の研究指導及び研究指導補助の資格認定に関して必要な事項について定めるものとする。

(教授会への発議)

第2条 地域資源マネジメント研究科長（以下「研究科長」という。）は、教員の資格認定の必要が生じたときは、その資格認定について教授会に発議をしなければならない。

(教員資格認定委員会等)

第3条 教授会は、前条の発議があったときは、その議を経て教員資格認定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、被資格認定者の業績を審査しうると考えられる、研究科教授3名により構成するが、必要に応じて他部局教授・学外の専門研究者を加えることができる。
- 3 研究科長は、教授会の同意を得て、第2項の教員資格認定委員を任命する。

(資格認定の実施)

第4条 委員会は、別に定める教員資格認定に関する内規に基づいて、当該教員の資格認定について審議する。

(報告)

第5条 委員会は、審議の結果を審議過程を含め文書により教授会に報告しなければならない。

(議決)

第6条 教授会は、前条の報告において候補者の資格認定が提案されたとき、投票によりこれを議決する。

- 2 前項の議決は、有効投票数の3分の2以上の賛成をもってなされるものとする。

(内申)

第7条 研究科長は、前条の議決に基づき、理事会あて当該教員の資格認定の内申を行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教員資格認定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。